



鳥取県公報

令和 8 年 7 月 24 日（金）
第 9 8 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（437）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による施術者の指定（438）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（439）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（440）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退の届出（441）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（6 件）（442～447）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（448）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 5
	手数料の収納事務の委託（449）（警察本部運転免許課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
小川歯科医院	米子市両三柳4481-3	令和8年5月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
サンライフ薬局	米子市東福原五丁目4-6	令和8年5月1日
かりん薬局	米子市淀江町今津148-6	〃
アイン薬局鳥取岩美店	岩美郡岩美町大字浦富735-7	〃
アイ・プラス薬局博労町店	米子市博労町四丁目356-3	令和8年6月1日
アイ・プラス薬局郡家店	八頭郡八頭町池田205-1	〃
トマト薬局	東伯郡琴浦町大字徳万176-5	〃

3 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社リハビリティネクスト	米子市両三柳2136	てとて訪問看護ステーション米子	米子市新開五丁目2-8	令和8年7月6日

鳥取県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏名	住所	指定年月日
神門 大志	島根県松江市西津田六丁目14-12	令和8年6月26日
荒金 伸介	米子市西福原四丁目8-46	〃

鳥取県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定に

よりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
小川歯科医院	米子市両三柳4481-3	令和8年4月30日
大山クリニック	倉吉市丸山町476-3	令和8年4月25日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
サンライフ薬局	米子市東福原五丁目4-6	令和8年4月30日
かりん薬局	米子市淀江町今津148-6	〃
ウエルシア薬局倉吉厚生病院東口店	倉吉市東巖城町173-1	〃
アイン薬局鳥取岩美店	岩美郡岩美町大字浦富735-7	〃

鳥取県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称	所在地	再開年月日
木村皮膚科クリニック	米子市東福原三丁目8-58	令和8年5月1日

鳥取県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の指定を辞退した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎1276-1	令和8年6月30日

鳥取県告示第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

- 2 作業地域 倉吉市北面及び穴沢
- 3 終了年月日 令和8年3月3日

鳥取県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町豊栄
- 3 終了年月日 令和8年3月16日

鳥取県告示第444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町上石見
- 3 終了年月日 令和8年3月18日

鳥取県告示第445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町湯河
- 3 終了年月日 令和8年3月18日

鳥取県告示第446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町湯河
- 3 終了年月日 令和8年3月19日

鳥取県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合

事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 西伯郡南部町道河内
- 3 終了年月日 令和8年3月23日

鳥取県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月24日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社ライフサポート りっか	東伯郡北栄町 由良宿1349－ 11	生活支援センター デイジー	東伯郡湯梨浜町 大字長江310－46	生活介護、短期 入所	令和8年7月 31日

鳥取県告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
学校法人東雲学園	鳥取市里仁97－1	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
学校法人鳥取県自動車学校	倉吉市西倉吉町137	〃	〃	〃
日本交通株式会社	大阪府大阪市西区新 町三丁目14－13	〃	〃	〃
株式会社鳥取県倉吉自動車学校	東伯郡北栄町西園 866	〃	〃	〃
学校法人柳心学園	米子市旗ヶ崎二丁目 15－1	〃	〃	〃
学校法人山陰中央自動車学校	米子市両三柳3027－ 5	〃	〃	〃
学校法人米子西部自動車学校	米子市二本木250－ 1	〃	〃	〃

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

令和8年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約日から令和9年8月31日まで

（4）入札方法

入札は、紙により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）をもって契約金額とするので、入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税が不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年7月31日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（3）の場所に必ず連絡すること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件調達と同種で同程度の規模であると認められる国、都道府県及び市町村等の災害対策本部室で行う会議で使用する映像及び音響を選択、合成及び表示させる設備（以下「映像音響設備」という。）の新設又は更新に関する契約を国又は地方公共団体と締結し、平成28年4月1日から本件調達の公告の前日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

（5）映像音響設備に関する点検業務を地方公共団体等と2年以上の契約（下請け含む）を締結し、平成28年4月1日から本件調達の公告日の前日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

（6）本件調達の機器に関する故障の応急対応及び機器点検に対応できる技術者の拠点が鳥取県庁に2時間30分程度で参集できる距離に所在すること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

電話 0857-26-7788

電子メール kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

電話 0857-26-7788

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和8年7月24日（金）午前11時から同年8月17日（月）正午までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kiki-jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年7月24日（金）から同年8月17日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

令和8年9月7日（月）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月4日（金）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第29会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封書に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、6の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により4の(1)の場所に令和8年8月17日(月)午後5時までに提出すること。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(4)を証明するもの(契約書の写し等)
- (3) 2の(5)を証明するもの(契約書の写し、点検報告書等)
- (4) 2の(6)を証明するもの(組織体制表、職員名簿(資格一覧付き)等)

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Replacement of video and audio equipment in the Disaster Response Headquarters and other facilities, 1 set
- (2) 2026-08-17 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) 2026-09-07 10:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-09-04 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Crisis Management and Information Division, Crisis Management Department, Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7788